

運営方針策定に当たり調整会議で決定すべき事項

	項目	たたき台(案)の該当箇所	今後決定すべき事項
1	解消・削減すべき赤字	P12	・法定外一般会計繰入に係る解消期間等の目標設定
2	賦課方式(算定方式)	P16	・介護納付金分の取扱い
3	賦課割合	P16	・多子世帯等の負担軽減の観点による割合の変更
4	保険料率	P17	・事業費納付金に加算する費用の範囲の具体的な取扱い(府全体の共通公費・各市町村の過年度収納見込額など) ・被保険者への還元方策の検討(可否を含む)
5	標準収納率	P18	・具体的な標準収納率の設定
6	保険料減免・軽減	P20	・「災害」「収入減少」「拘禁」「旧被扶養者」以外の事由による減免の検討
7	激変緩和・移行措置	P16、19、20ほか	・具体的な実施方法について検討(賦課方式、賦課割合、保険料率、減免等) ・激変緩和・移行措置期間の検討
8	府による点検内容	P25	・国の検討状況を踏まえ、具体的内容の検討
9	返還請求	P25	・国の検討状況を踏まえ、具体的内容の検討
10	療養費の支給	P25	・国の検討状況を踏まえ、具体的内容の検討
11	第三者行為求償	P26	・国保連を活用した直接求償の仕組みづくり
12	レセプト点検	P26、31	・国の検討状況を踏まえ、具体的内容の検討
13	医療費適正化	P30	・インセンティブ方策及び評価指標
14	保険給付費等交付金(特別交付金)	P30	・市町村の成績評価に応じて配分する保険者努力支援制度(都道府県分)及び府2号繰入金の評価指標
15	共同実施	P31	・被保険者証の発行事務について具体的な共同化の検討(一斉更新、証用紙の共同調達) ・広報事業